

「仏暦 2553 年・アルコール飲料の広告または広報 のためのロゴマーク表示の原則及び要件を定める総 理府令」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦 2 5 5 3 年・アルコール飲料の広告または広報のためのロゴマーク表示の原則及び要件を定める総理府令

「前文省略」

第 1 項

本令において、

「アルコール飲料のロゴマーク（パープ・サンヤラック・コーン・クルアンドゥーム・アルコール）」とは、商標法に基づき商標登録したアルコール飲料の商標を意味する。

「アルコール飲料製造会社のロゴマーク（パープ・サンヤラック・コーン・ポリサット・プーパリット・クルアンドゥーム・アルコール）」とは、法律に基づき会社登記したアルコール飲料製造会社のロゴマークで、かつアルコール飲料の商標と混同しない、または受け取られないロゴマークを意味する。

第 2 項

アルコール飲料製造者によるアルコール飲料のロゴマークまたはアルコール飲料製造会社のロゴマークの表示は、社会創造的データ・情報、知識の提供と共に使用しなければならず、アルコール飲料の効能、効益、品質を謳う態様、またはアルコール飲料の消費を直接もしくは間接に誘うものであってはならない。

第 1 段に基づく社会創造的データ・情報及び知識の提供は、アルコール飲料の商品もしくはパッケージ、または商品もしくはパッケージのある部分の絵図を明示せずに、道徳・文化の振興形態における明瞭な知識、もしくは社会の善良な価値観をもたらす科学知識であるところのデータ、事実関係を有した意味の伝達でなければならない。

第 3 項

アルコール飲料のロゴマークまたはアルコール飲料製造会社のロゴマークは、以下の態様を有していなければならない。

(1) アルコール飲料の商品もしくはパッケージ、または商品もしくはパッケージのある部分の絵図ではない。

(2) アルコール飲料の効能、効益、品質を謳うものではない。

(3) アルコール飲料の消費を直接もしくは間接に誘うものではない。

(4) アルコール飲料の絵図、またはアルコール飲料のパッケージの絵図であるものと見させる、もしくは理解させることができる形、形態または絵によって表示しない。

第 4 項

第 2 項に基づくアルコール飲料のロゴマーク、またはアルコール飲料製造会社のロゴマ

ークの表示は、以下のように各メディアごとの原則に従う。

(1) テレビ、映像上映、映画、ビデオ、電子機器による映像表示事業のメディア使用、または同じようなその他のメディア使用の場合、ロゴマークは全広告スペースの5%以下の大きさでなければならない、かつロゴマーク表示時間は全広告時間の5%以下、2分を超えないものとし、22時から5時まで広告できる。ここに当該ロゴマークは広告の終わりにのみ表示する。

(2) 印刷メディアの場合は、ロゴマークの大きさは全広告スペースの5%以下でなければならない、表紙、裏表紙、背表紙、または当該印刷メディアの梱包物に表示することを禁じる。

(3) (1) 及び(2) 以外のメディアの場合は、ロゴマークの表示スペースはそのメディアにおける広告スペースの3%以下でなければならない。

ここに、アルコール飲料のロゴマークまたはアルコール飲料製造会社のロゴマークの表示がある時はいつでも、毎回、[アルコール摂取に対する] 警告内容を表示する。その警告内容の形態は管理委員会が布告規定したところに従う。

[2010年3月31日に官報公示、施行]

(おわり)